**ＩＣＴを活用した在宅医療・介護連携システム**

**「メディカルケアステーション（ＭＣＳ）」運用ポリシー**

（目的）

第１条　この運用ポリシーは、メディカルケアステーション（以下「ＭＣＳ」という。）で使用される機器、ソフトウエア及び運用に必要な仕組み全般について、その取扱い及び管理に関する事項を定め、ＭＣＳの適正な利用に資することを目的とする。

（法令及びガイドライン）

第２条　事業者は医師法、医薬品医療機器等法、個人情報保護法等の各種法令を遵守し、以下のガイドライン及び利用規約を十分理解したうえで、ＭＣＳを利用することとする。

(1) 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（最新版）

(2) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（最新版）

(3) メディカルケアネット利用規約（最新版）

(4) メディカルケアステーションサービス利用規約（最新版）

（利用申込）

第３条　新たにＭＣＳを利用する事業所は、奥州市（以下「市」という。）に対して、利用申込書（様式第１号）及び連携守秘誓約書（様式第２号）を提出し、ＭＣＳの適正な運用に努めるものとする。

（連携元事業所）

第４条　患者又は利用者の情報共有を行う場合は、該当する患者又は利用者を管理する事業所が連携元事業所となり、患者又は利用者の情報の管理及び参加メンバーの管理を行う。

（連携元事業所の責務）

第５条　連携元事業所は、以下の業務を行う。

(1) ＭＣＳのグループ登録及び削除管理

(2) ＭＣＳの各グループへの参加ユーザーの招待及び解除

（患者又は利用者の同意）

第６条　連携元事業所は、ＭＣＳで情報共有を行うにあたって、患者又は利用者及びその家族と多職種協働における個人情報使用同意書（以下「同意書」という。）（様式第４号）を交わし、双方が所持する。

（ＭＣＳ管理者の設置）

第７条　利用施設又は組織の長は、必要な情報にアクセスが許可されている従事者だけがアクセスできる環境を維持するために、ＭＣＳ管理者を設置し、ＭＣＳの適正な管理運用を行う。

（ＭＣＳ管理者の責務）

第８条　ＭＣＳ管理者は、ＭＣＳの適正な利用がされるように、以下の業務を行う。

(1) ＭＣＳの患者又は利用者情報、個人情報等の管理全般

(2) ＭＣＳで利用するＩＴ機器の管理

(3) ＭＣＳのＩＤの管理

(4) ＭＣＳのグループ登録（患者、自由グループ）及び削除管理

(5) ＭＣＳの各グループへ招待されたメンバーの承認及び解除

(6) ＭＣＳへ書き込まれた情報の監視及び削除

(7) ＭＣＳへの事業所内スタッフ登録及び削除

１

（スタッフ誓約書と教育）

第９条　利用施設又は組織の長は、ＭＣＳを利用する従事者と業務情報保持に関する誓約書（様式第３号）を交わすとともに、ＭＣＳ管理者及びユーザーに対して定期的に教育を行うものとする。ただし、既に守秘義務に関する誓約書を取り交わしている場合は、省略できるものとする。

２　前項に規定する誓約書の記載内容のポイントは、以下のとおりとする。

(1) 従事者は、就業規則やマニュアルなどの諸規定を遵守し、患者又は利用者等の個人情報のみならず、事業所内で知り得た業務に関連する一切の情報をも許可なく漏えいしてはならない。

(2) 退職後も、知り得た情報を漏えいしない。

(3) ＩＴ機器について、適切な取扱い及び管理を行う。

(4) 事業者が定めた利用目的外での使用を禁止する。

(5) 患者又は利用者その他の第三者のプライバシー、その他の権利を侵害するような行為を一切しない。

（ＭＣＳ利用上の留意事項）

第10条　連携元事業所、ＭＣＳ管理者及びユーザーは、ＭＣＳ利用上の留意事項（別紙１）に留意して、ＭＣＳを利用する。

（ＩＤ及びパスワードの管理）

第11条　ＭＣＳのＩＤ及びパスワードについては、以下の事項により管理することを推奨する。

(1) パスワードはメモを残したりせず、人目にふれないように細心の注意を払ってユーザー個人が管理し、共有しない。

(2) 一つのＩＤを複数人で共有しない。

(3) パスワードは、英数混合８文字以上を定期的（最長２カ月）に変更する。ただし、英数混合13文字以上の場合は変更を要しない。

(4) パスワードは、類推されやすい文字の組み合わせを避け、定期的に変更する場合は類似のパスワードを繰り返し使用しない。

(5) 利用が終わったときは、必ずログアウトする。

(6) パソコンの場合、離席時にも必ずログアウトする。

(7) スマホ、タブレット、パソコン等、利用するすべての端末にはロックをかける。

（ＩＴ機器のセキュリティ対策）

第12条　ＩＴ機器のセキュリティ対策については、ＭＣＳのセキュリティ対策（別紙２）に従い、管理することを推奨する。

２　モバイル端末は、「厚生労働省 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（最新版）」の内容に従った管理を行う。

３　個人所有の端末を使用する場合には、紛失時等の情報漏えいリスクを考慮し、前項と同様の管理運用を行うものとする。

（内容の二次利用の禁止）

第13条　ＭＣＳの操作においては、定められた手順を守り、内容の二次利用（利用端末にダウンロードする、コピーする、印刷する等）を禁止する。ただし、ＭＣＳの内容を診療・看護・介護記録に残す、施設の他の従事者に伝える、患者又は利用者・家族への説明に使う等、患者又は利用者の療養のため直接利用する場合においては、この限りでない。

（サービス利用中の安全管理）

第14条　サービス利用中の安全管理については、以下の事項により管理する。

(1) サービス機能の設定に関する定期的な内容確認については、定期的にサービス機能の設定、約款等を市が確認する。

２

(2) 情報セキュリティインシデント発生時の連絡体制については、別紙３のとおりとする。

附　則

この規程は、平成30年５月15日から施行する。

附　則

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年９月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

　　附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年８月１日から施行する。

３